

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、1966年にエレクトロニクス業界の発展に寄与すべく設立され、「未来に続く架け橋として 人の心を尊重し、豊かな価値を創り、社会貢献に努める」の経営理念のもと、電子機器の機能向上の一翼を担ってまいりました。グローバル企業として適正な利益を確保し、永続的発展に努めると共に、当社グループが継続的に成長し企業価値の増大を図るうえで、株主・取引先・従業員・地域社会等全てのステークホルダーの信頼を得ることが重要であると認識しております。この認識に基づき、経営の透明性・健全性を確保するためにコーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めることが、当社グループの重要経営課題の一つであり、全てのステークホルダーへの社会的責任を果たしてまいります。今後も経営管理体制を強化・拡充し、法令順守体制を徹底してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に対し、現状、未実施である項目については、下記のとおりです。

【補充原則3-2-1】(1) 外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施

状況の把握・評価を行っていますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。

今後、外部団体のガイドラインを参照し、国際的な会計監査体制である、過去5年間でみる他社にみられる監査問題事例がない、会社の役員と私的な繋がりがなく独立であることを項目として、監査等委員会規程に盛り込み、策定して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容は、次のとおりです。

【原則1-4】上場株式の保有に関しては、取引や事業上必要である場合を除き、他社の株式を取得・保有しないことを基本方針としております。例外的に保有を行う場合には保有メリットの検証等を十分に行い、議決権行使については必要に応じて取締役会に諮り、中長期的な企業価値向上の観点を踏まえて対応して参ります。なお、保有意義の薄れた株式については、当該企業の状況を勘案した上で段階的に売却を進めます。

また、当社が保有する株式に係る議決権行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値の向上が期待できるかなどを総合的に勘案して、議案ごとに判断します。なお、当社は、株主価値を毀損するような議案については、肯定的な判断をしません。

【原則1-7】当社では、取締役との取引に加え、取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会規程に基づき、取締役会での審議・決議を要することとしております。引き続き、当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社との取引を行う場合、会社に不利益とならないように整備に努めて参ります。

【原則2-6】当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて、自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用機関から定期的に運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告を受け、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理する様に努めます。運用に当たる適切な資質を持った人材の登用や配置等の人事面・運用面での関与は、今後の課題ととらえ検討することとします。

【原則3-1】(1) 経営理念、中期経営計画、経営戦略を当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しています。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ及びコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

<http://www.iriso.co.jp/ir-info/corporate-governance/>

(3) 取締役の報酬等につきましては、有価証券報告書等及び株主総会招集通知に記載するとともに、取締役会にて公正に決定しております。なお、2018年6月に社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会を設置しており、引き続き取締役の報酬について公正な審議に基づく妥当性及び透明性を確保してまいります。

(4) 社外取締役の選任は、法規及び東京証券取引所の定める基準にも則り、コーポレートガバナンス報告書、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。

また、取締役候補者の選解任等は、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会によって、会社業績等の評価を踏まえ、審議してまいります。

(5) 新任候補者、社外取締役候補者の選任理由は、株主総会招集通知にて開示しております。

決算資料・有価証券報告書・株主総会招集通知：<http://www.iriso.co.jp/ir-info/ir-library/>

【補充原則4-1-1】当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議、各事業分野毎の最高執行責任者・会議体・執行役員を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。その概要については、当社ホームページやコーポレートガバナンス報告書等にて開示しております。

【原則4-9】当社では、金融商品取引所の定める独立役員の資格を充たし、出身分野における実績と識見を有している者を独立社外取締役に選定しております。

【補充原則4-11-1】取締役会には、意見の多様性と効率的な運営が求められることから、取締役会の員数は、監査等委員でない取締役10人以内及び監査等委員である取締役7人以内の適切な人数としております。

【補充原則4-11-2】当社の全ての取締役の兼任状況の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書等を通じ、毎年開示を行っております。当社は、全ての取締役候補者を決定するにあたり、他の上場会社の役員との兼任されていたとしても、当社の役員として役割・責務を適切に果たすことができる状況であることを確認しております。なお、業務執行取締役及び社内の監査等委員である取締役は他の上場会社の役員は兼任しておらず、各業務に専念する体制となっております。

【補充原則4-11-3】当社は、取締役会の役割、機能及び運用を含め、当社のコーポレートガバナンスのあり方、有効性について、取締役会や各委員会等において継続的に議論し、また、それを踏まえて運用等の改善を図って参りました。取締役会全体の実効性の分析・評価については、今後実施する予定であります。

【補充原則4-14-2】全ての取締役及び執行役員は、社内で定められた外部研修に参加し、研修報告及びその結果について共有しております。

【原則5-1】当社では、管理本部における人事総務部を主にIR担当部署とし、社長及び所管の取締役をIR担当取締役としています。株主や投資家に対しては、決算説明会を四半期に1回開催するとともに、逐次、工場見学会やスモールミーティングを実施しています。また、当社の株主構成を鑑み、以後、毎年、海外投資家訪問及び説明会を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,635,600	11.13
有限会社エス・エフ・シー	2,379,000	10.05
佐藤 定雄	2,011,100	8.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,793,700	7.58
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	575,500	2.43
THE BANK OF NEW YORK 133612	454,400	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	420,400	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	320,800	1.36
HSBC - FUND SERVICES CLIENTS A/C 500 HKMPF 10PCT POOL	319,700	1.35
THE BANK OF NEW YORK 133524	318,700	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

(注1)当社は、自己株式909,970株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
(注2)持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期 更新	3 月
業種 更新	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

第52回定時株主総会における議案毎の議決権行使結果につきましては、2018年6月26日に提出済の臨時報告書のとおりであります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新17名
定款上の取締役の任期	更新1年
取締役会の議長	更新その他の取締役
取締役の人数	更新11名
社外取締役の選任状況	更新選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
江幡 誠	他の会社の出身者											
藤田 浩司	弁護士											
山本 嶋子	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江幡 誠	○	○	_____	人格、見識に優れ、高い倫理観を有しており、これまで培われた経営者としての豊富な経験を当社のコーポレート・ガバナンス強化のために活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断しているためであります。これまでの経験と経営に対する意見・指摘などは一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として適任であり、本人の同意を得ております。また、親会社または兄弟会社の業務執行者、主要取引先、業務委託者、主要株主及び上記二親等内近親者等には該当いたしません。

藤田 浩司	○	○	——	弁護士として企業法務を中心に培われた豊富な経験・見識を当社のコーポレート・ガバナンス強化のために活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断しているためであります。これまでの経験と経営に対する意見・指摘などは一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として適任であり、本人の同意を得ております。また、親会社または兄弟会社の業務執行者、主要取引先、業務委託者、主要株主及び上記二親等内近親者等には該当いたしません。
山本 嶋子	○	○	——	公認会計士として長年の経験を有し、財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。これまでの経験と経営に対する意見・指摘などは一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として適任であり、本人の同意を得ております。また、親会社または兄弟会社の業務執行者、主要取引先、業務委託者、主要株主及び上記二親等内近親者等には該当いたしません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会支援室を設置しており、スタッフを1名配置しております。監査等委員会支援室のスタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また、人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会支援室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

当社監査等委員会は、内部統制監査部より監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求め、指示を出す等、内部統制監査部との緊密な連携をとることができる体制を整備しております。
また、監査等委員は、会計監査人より各事業年度の監査計画、監査体制および監査結果について報告を受けており、必要に応じて会計監査人と情報や意見の交換を行い、相互連携を図る体制を整備しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	2	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	2	3	3	0	0	社内取締役

2018年6月26日取締役会において、任意の諮問機関として、指名委員会、報酬委員会を設置することを決議いたしました。両委員会は、取締役の指名や報酬に関する事項等の決定にあたり、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定に関わるプロセスの透明性・客観性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的としております。指名委員会及び報酬委員会の両会は、取締役会決議により選定された3名以上の委員（うち過半数は独立社外取締役）で構成されています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）の報酬は、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲をさらに高めることを目的として、基本報酬、業績連動型株式報酬により構成されています。

業績連動型株式報酬は、当社グループ全体の中長期的な業績向上と企業価値の増大に対する取締役の貢献意欲を一層高めるため、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の仕組みを活用し、各取締役の役位及び当社の業績等に応じて付与された株式交付ポイントに基づき、当社株式及び金銭を交付又は支給します。当株式交付ポイントは、各事業年度における連結売上高、連結売上高営業利益率、EPS、ROEの目標値に対する達成率に基づいた業績連動係数で役位別基準ポイントを乗じて算定されます。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年3月期の取締役に対する年間報酬総額は123百万円であります。

第52回定時株主総会招集後通知に記載のとおりでございます。

<http://pdf.irpocket.com/C6908/bGi3/Uwo1/X2QR.pdf>

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会の決議により定められた報酬限度額（総額で年360百万円以内）の範囲内において決定します。

当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）の報酬は、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲をさらに高めることを目的として、基本報酬、業績連動型株式報酬により構成されています。

また、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対して、報酬限度額とは別枠で、業績連動型の株式報酬を支給されます。当株式報酬は、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲をさらに高めることを目的として、基本報酬、業績連動型株式報酬により構成されています。業績連動型株式報酬は、当社グループ全体の中長期的な業績向上と企業価値の増大に対する取締役の貢献

意欲を一層高めるため、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託の仕組みを活用し、各取締役の役位及び当社の業績等に応じて付与された株式交付ポイントに基づき、当社株式及び金銭を交付又は支給します。当株式交付ポイントは、各事業年度における連結売上高、連結売上高営業利益率、EPS、ROEの目標値に対する達成率に基づいた業績連動係数で役位別基準ポイントを乗じて算定されます。当該株式報酬に関する上限額は3事業年度で合計730百万円となります。

監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み固定報酬のみとし、株主総会の決議により定められた報酬限度額（総額で年80百万円以内）の範囲内において決定します。各監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会で決議された上記報酬枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって定めることとしております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に対して取締役会・監査等委員会等への出席・情報の共有や収集等が円滑にできるように当社スタッフによってサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
佐藤 三郎	特別顧問	長年当社の経営に携わった経験・知見を活かし、人財育成のためのアドバイス等をおこなっていますが、取締役会や重要な経営会議等には出席することはなく、当社の経営や業務執行のいかなる意思決定にも関与しておりません。	勤務形態：非常勤 報酬有無：有	2003/6/10	―――
今津 敏行	相談役	長年当社の経営に携わった経験・知見を活かし、人財育成のためのアドバイス等をおこなっていますが、取締役会や重要な経営会議等には出席することはなく、当社の経営や業務執行のいかなる意思決定にも関与しておりません。	勤務形態：非常勤 報酬有無：有	2015/6/25	―――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新			2 名		
その他の事項 更新					

当社では、相談役・顧問制度はございますが、社内規程に則り、選任されております。相談役・顧問には豊富な経験則や専門知識に基づいた助言を行っておりますが、取締役会や重要な経営会議等には出席することなく、当社の経営や業務執行のいかなる意思決定にも関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 会社の機関の基本説明は以下のとおりであります。
- 1.取締役会
2018年6月26日現在、社外取締役3名を含め、取締役は11名（うち男性10名・女性1名）であります。
取締役会は毎月定例に開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営上重要事項の意思決定及び業務執行の監督を行っております。
2018年3月期は、取締役会を14回開催いたしました。
- 2.監査等委員会
2018年6月26日現在、社外取締役3名を含め、監査等委員である取締役4名で構成されております。
監査等委員は監査等委員会を随時開催するとともに、取締役会に出席し、取締役の業務執行状況の監査その他法令に定められた職務を行ってまいります。
監査等委員会支援室は監査等委員会の事務局業務を主要業務としており、スタッフを1名配置しております。
監査等委員会支援室のスタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また、人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会支援室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しています。
なお、当社は、2018年3月期(監査等委員会設置会社移行前)において、監査役会を14回開催いたしました。
- 3.執行役員会
当社は、経営の監督と執行機能を分離し、効率的かつ健全な業務推進体制の強化を目的に、2001年5月以来執行役員制度を導入しております。
2018年6月26日現在、執行役員は全9名であり、うち6名は取締役兼務であります。執行役員会は毎月定例に開催され、取締役会の決定に従った業務の執行状況を検証しております。
2018年3月期は、14回開催いたしました。
- 4.会計監査人
連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するため、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、会社法及び金融商品取引法に基づく会計

監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する日下靖規氏、吉原一貴両氏であります。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他7名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、「顧客価値を創造する100年企業」という理念の下、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、社外取締役を複数選任し、透明・公正かつ迅速な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスのより一層の充実・強化に取り組んでまいりました。

今般、取締役会の監督機能のより一層の向上、意思決定の迅速を図るために、監査等委員会設置会社が当社にとってふさわしい機関設計であると判断し、2018年6月26日の株主総会における承認をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。

なお、2018年6月26日の当社取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置いたしました。指名委員会及び報酬委員会は役員の指名、役員報酬に関する事項等の決定に関して、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定に関わるプロセスの透明性・客観性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知を法定の期限より早い時期に発送するとともに、当社ホームページ上でより早い時期に開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より以前に開催しています。今年は、2018年6月26日(火)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンまたは携帯電話を使用したインターネットによる議決権行使ができるようにしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームに参加しています。
その他	招集通知、決議通知は、それぞれ当社ホームページに掲載し、株主の縦覧に供しています。 事業報告に関する報告事項については、株主への理解を目的にスクリーン及びナレーションによる説明を行っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2017年9月に横浜と福岡、同年12月に広島、大阪、東京、名古屋にて、個人投資家向け会社説明会を開催し、社長が説明しました。今後につきましても、個人投資家を強化する為、個人向け会社説明会を開催する事を計画しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	各四半期決算毎に説明会、スモールミーティングを開催いたしました。その後は、個別に機関投資家向け(海外の機関投資家を含む)のIRミーティングを行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及び報告書(株主通信)などを掲載しております。また、株主総会の招集通知、決議通知につきましても、掲載しております。URLは、「 http://www.iriso.co.jp/ 」です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部門は管理本部 総務部であります。 お問合せ先は、045 - 478 - 3111、メールは、「 ir@iriso.co.jp 」です。	
その他	東京証券取引所が定める年2回以上の説明会につきましても、決算説明会(年4回開催)をもって、報告しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「イリソ電子工業グループ社員企業行動憲章」を指定し、当社グループ全社員への行動指針を徹底すると共に、社内外のステークホルダーをその立場、役割に応じて尊重してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	本社ははじめ茨城工場、上海工場、フィリピン工場及びベトナム向上においてISO14001を取得済みであります。 また、横浜市がさまざまな環境行動により「ヨコハマG30」の推進に功労のあった個人・団体を表彰する横浜環境行動賞の事業者部門「3R活動優良事業所」(旧: 分別優良(三つ星)事業所)に2008年より認定されております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、株主をはじめ投資家、証券アナリストの皆様等に、いかなる時も公正で信頼性の高い情報を継続的に開示してまいります。
そのために、平等でかつ公平に情報を適時・適切に取り扱い、適正な評価を得ることを目指します。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2018年6月26日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を改訂いたしております。この基本方針に基づき、より効果的な内部統制システムの構築を以下のとおり推進してまいりました。今後も継続的な改善を図り、業務の適正性を確保してまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「取締役会規程」を整備し、取締役会決議事項基準に則り、会社の業務執行全般を決定しています。
 - (2) コンプライアンス体制の充実・強化のため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、毎月定期的に開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスを社内に着実させるための仕組み（コンプライアンス・プログラム）の策定が決議され、社内にも周知・徹底が図られると共に、プログラムの定着状況がフォローされています。また必要に応じて取締役会へ報告・勧告を行っております。各部門にコンプライアンス担当者を設置し、部門レベルのコンプライアンス・プログラムの徹底を図ってまいります。
 - (3) コンプライアンス・プログラムの1要素として、内部通報制度である「公益通報者保護規程」を制定しております。
 - (4) 内部統制監査部は定期的に内部監査を実施し、その結果を経営層及び監査等委員会に報告すると共に、被監査部門にその結果をフィードバックし、是正の必要があるものはその指導を行い、管理体制を徹底しております。
 - (5) 反社会的勢力・団体に対しては、取引関係も含め、一切の関係を持たないこととしています。その不当な要求に対しては、法令及び社内規程等に基づき、断固たる姿勢で組織的に対応していきます。
- 反社会的勢力との関係断絶は、2009年9月制定の「イリソ電子工業グループ社員行動憲章」にて明示しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「稟議規程」、「文書管理規程」にて、稟議事項及び文書の保存期限を制定しており、取締役会議事録は、取締役が押印の上、保存・保管されております。また、その他の文書は、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理されております。
- (2) 文書に加えて電子情報を機密情報と規定し、その管理方法を万全とするために「情報セキュリティ規程」を制定いたしました。社長を委員長とする情報セキュリティ委員会を設置し、機密情報管理体制の確立・徹底を推進すべく毎月定期的に開催しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の経営に重大な影響を与えるリスク項目については、管理部門の起案のもと取締役会にて決議し、有価証券報告書に記載・開示してまいります。
- (2) 「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクアセスメントを実施し、リスク項目の顕在時におけるマイナスの影響を最小限にとどめることを目的とした対応体制を構築しております。
- (3) 各部門の長である執行役員及び使用人は、自部門に内在するリスクを把握し、分析・評価したうえで適切な対策を実施し、定期的にその効果を見直しております。
- (4) 当社の業務基盤である情報システムの全面刷新に着手しております。ERPシステムの導入により、業務の効率化を図ると共に情報セキュリティのレベルを飛躍的に向上させる事で情報漏洩等のリスク回避に努めてまいります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から2001年5月に執行役員制度を導入いたしました。2018年6月26日現在、執行役員は全9名（うち6名は取締役兼任）であり、取締役会は業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する体制をとっております。
- (2) 取締役を兼務する執行役員の担当範囲は、取締役会に於いて決定され、営業・製造・技術・品質・管理と当社の全業務をカバーしております。各々の執行役員の職務執行を管理するために、執行役員会が毎月開催され、月次の実績管理を行うと共に、その結果は取締役会に報告されております。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」に基づき、製造関係会社は製造本部を、販売関係会社は営業本部をそれぞれ主管部門として、日常業務を支援・管理しております。
- (2) 経理部・人事部・総務部は、関係会社のそれぞれの職能を所管し、グループ全体の統制を行っております。
- (3) 関係会社経営統括室は、主管部門及び所管部門との連携をとりつつ、関係会社の経営の統括管理を行っております。

6. 監査等委員会を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会支援室を設置し、スタッフを1名配置しております。
- (2) 監査等委員会支援室のスタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また、人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門との独立性と監査等委員会支援室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しています。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 業務執行を行う取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告することとしております。
- (2) 監査等委員は、取締役会や執行役員会、その他重要な会議に出席すると共に、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行っております。
- (3) 監査等委員会に対して、当社や子会社の役員及び従業員が報告を実施するための体制を整備しております。また、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いを行わないものとしております。

8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、内部監査を担当する内部統制監査部と連携を保ち、必要に応じて内部監査部門に調査を求めると共に、内部統制監査部は、監査等委員会の監査を補助する体制としております。
 - (2) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、重要課題等について協議しております。
 - (3) 監査等委員の職務執行に必要な費用は、予め適切に予算を計上しております。
- ただし、緊急または臨時に生じる監査等委員の職務執行に必要な費用については、都度すみやかに前払いまたは償還しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による被害の防止のため、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本姿勢としております。

(2) 反社会的勢力に関する情報収集については、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、企業防衛対策協議会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を保っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

